

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成18年11月16日(2006.11.16)

【公開番号】特開2005-102825(P2005-102825A)

【公開日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-016

【出願番号】特願2003-337791(P2003-337791)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月27日(2006.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機に使用される遊技機用部材を備えた遊技機において、

前記遊技機用部材を他のそれと区別して特徴づける識別体を、当該遊技機用部材に多様性を持たせるようにして設け、

前記識別体は、その形状、模様若しくは色彩のうちの少なくとも一つが用いられて当該遊技機用部材の識別が行われるという識別要素を有するものである

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、

前記遊技機用部材は、遊技機についての所定の制御を行う制御手段を収納する収納容器であり、

前記収納容器は、第1部材と第2部材とを合わせた状態で形成されるその内部空間に前記制御手段を収納可能とするものであり、前記第1部材と前記第2部材とのうちの少なくとも一方に前記識別体を備えたものであり、

前記識別体は、前記識別要素を確認可能に成形された立体的形状物に備えられていることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項2に記載の遊技機において、

前記識別体は、少なくとも2面以上から前記識別要素を確認可能に成形された立体的形状物であることを特徴とする遊技機。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか一つに記載の遊技機において、

前記収納容器は、さらに、前記第1部材と前記第2部材とを開封不能に連結する連結部を備え、

前記連結部は、それ自体が破壊されることで前記第1部材と前記第2部材とを開封可能とするものであり、

前記識別体は、前記連結部に設けられていることを特徴とする遊技機。